

報告第5号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月19日提出

大田原市長 相馬 憲一

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月30日

大田原市長 相 馬 憲 一

損害賠償の額の決定について

令和5年4月14日、大田原市薄葉1700番3先、市が管理する認定外道路の樹木の枝が落下したことによるフェンスの損傷事故について、これによる損害賠償の額を次のとおり決定する。

記

- 1 損害賠償額 350,000円
- 2 相手方の住所及び氏名
住所 宇都宮市〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇〇